

（第1面）

産業廃棄物処理計画書

令和5年 6月 30日

横浜市長 殿

報告者 住所 東京都港区港南2丁目13-31
会社名 地崎道路株式会社
代表者の氏名 横平 聡
(電話番号 03-5460-1031)

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	地崎道路株式会社
事業場の所在地	神奈川県横浜市鶴見区矢向4丁目5-10
計画期間	2023年4月1日～2024年3月31日
変更の概要	
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
① 事業の種類	職別工事業（設備工事を除く）
② 事業の規模	1.65億円
③ 従業員数	5人
④ 産業廃棄物の一連の処理の工程	・がれき類（産業廃棄物）、汚泥は全数量再生処理業者へ処理委託 がれき類→破碎→再資源化 汚泥→脱水→再資源化

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項			
(管理体制図) 安全環境部部長 (廃棄物処理統括責任者) <div style="text-align: center; margin-top: 20px;"> <pre> graph TD A[安全環境部部長 (廃棄物処理統括責任者)] --> B[北海道支店] A --> C[本州統轄事業部] B --> D[各現場所長] C --> E[各現場所長] </pre> </div>			
産業廃棄物の排出の抑制に関する事項			
① 現状	【前年度 (2022年度) 実績】		
	産業廃棄物の種類	建設汚泥	アスファルト・コンクリート廃材
	排出量	1.75 t	2,004.2 t
	(これまでに実施した取組) 産業廃棄物減量に関する社内教育		
② 計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	建設汚泥	アスファルト・コンクリート廃材
	排出量	1.2 t	1,403 t
	(今後実施する予定の取組) 産業廃棄物減量に関する社内教育		
産業廃棄物の分別に関する事項			
① 現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 分別の徹底		
② 計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 分別の徹底		

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項			
① 現状	【前年度（ 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行った産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
② 計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行う産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		
自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項			
① 現状	【前年度（ 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行った産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
② 計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行う産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		

(第4面)

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項			
① 現状	【前年度（ 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
② 計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		
産業廃棄物の処理の委託に関する事項			
① 現状	【前年度（2022年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	建設汚泥	アスファルト・コンクリート廃材
	全処理委託量	1.75 t	2,004.2 t
	優良認定処理業者への処理委託量	t	t
	再生利用業者への処理委託量	1.75 t	2,004.2t
	認定熱回収業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t	t
	(これまでに実施した取組) <ul style="list-style-type: none"> ・委託した処分場などの現地確認を定期的実施する。 ・電子マニフェストの利用を促進。 		

② 計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	建設汚泥	アスファルト・コンクリート廃材
	全処理委託量	1.2 t	1,403 t
	優良認定処理業者への処理委託量	t	t
	再生利用業者への処理委託量	1.2 t	1,403 t
	認定熱回収業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t	t
	(今後実施する予定の取組) ・委託した処分場などの現地確認を定期的実施する。 ・電子マニフェストの利用を促進。		
※事務処理欄	今年度で事業場を閉鎖しました。		

(第6面)

備考

- 1 「変更の概要」の欄は、変更の報告の場合に記載することとし、その記載に当たっては、変更した部分について変更前及び変更後の内容の概要を対照させること。
- 2 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記載すること。
 - (1) ①欄には、日本標準産業分類の区分を記載すること。
 - (2) ②欄には、製造業における製造品出荷額（前年度実績）、建設業における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関における病床数（前年度末時点）等、業種に応じて事業規模が分かるような前年度の実績を記載すること。
 - (3) ④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物について発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記載すること。
- 3 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量及び自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記載すること。
- 4 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記載するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号）第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、再生利用業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の4の2第1項の認定を受けた者）への処理委託量並びに認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記載すること。
- 5 それぞれの欄に記載すべき事項の全てを記載することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記載し、当該欄に記載すべき内容を記載した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記載し、当該欄に記載すべき内容を記載した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記載すべき事項がないときは、「―」を記載すること。
- 6 ※印の欄には、記載しないこと。
- 7 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。